実施艦等　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年六月二十五日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十六年七月七日及び同月八日（予備、同月九日）の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四七分一二秒　東経一三二度五九分五一秒
(イ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒
(ウ)　東経一二九度〇九分五二秒　北緯三一度二八分一三秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十六年六月二十五日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十六年七月九日から同月十一日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦等　自衛艦九隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十一号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十六年六月二十五日
防衛大臣　小野寺五典
日時　平成二十六年七月十一日（予備、同月十二日）の〇六〇〇から一八〇〇までグアム北東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二〇度〇五分〇〇秒　東経一四六度三三分〇〇秒
(イ)　北緯二〇度〇五分〇〇秒　東経一四九度三七分〇〇秒
(ウ)　北緯一七度三〇分〇〇秒　東経一五〇度三六分〇〇秒
(エ)　北緯一七度三〇分〇〇秒　東経一四七度三〇分〇〇秒
自衛艦八隻
一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

人事異動

内閣府

岩城眞佐子
子ども・子育て会議委員に任命する
荒木　尚子
願に依り子ども・子育て会議委員を免ずる（以上六月二十三日）

公害等調整委員会

（公害等調整委員会事務局次長）
総務事務官　岡部　直己
国土交通事務官（国土交通省大臣官房付）に出向させる（六月二十四日）

法務省

（大阪地方検察庁検事）検事　渡辺　裕也
東京地方検察庁検事に配置換する（六月二十一日）

外務省

（在中華人民共和国日本国大使館在勤）特命全権公使　堀之内秀久
外務事務官（在ロサンゼルス日本国総領事館総領事）に採用する（六月十七日）
（在インド日本国大使館参事官（公使））外務事務官　塚田　玉樹
在アメリカ合衆国日本国大使館参事官に配置換する
アメリカ合衆国駐箚特命全権大使を補佐しアメリカ合衆国に在勤する期間公使の名称を与える（六月十八日）

財務省

（大阪税関長）財務事務官　山田　秀樹
兼ねて大阪税関総務部長事務取扱を命ずる
（預金保険機構検査部長）池田　潤
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
国土交通省に出向させる
（大阪税関総務部長）財務事務官　江上　正弘
関税局局付を命ずる
願により本官を免ずる
（国土交通省大臣官房審議官）
国土交通事務官　小西　昭
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月十九日）
（株式会社日本政策金融公庫中小企業事業本部特別参与）亀水　晋
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
（国際局調査課課長補佐）財務事務官　福島　俊一
国際局調査課外国為替室長を命ずる
（国際局調査課外国為替室長）同　阿部　敬
願により本官を免ずる
（株式会社日本政策金融公庫取締役）山崎　康史
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月二十日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成二十六年六月二十五日
金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第一項第三号に掲げる事項の変更
平成26年6月10日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(1)第31519号	株式会社Casa
東京都知事(1)第31523号	株式会社エバーグリーン
沖縄県知事(1)第04218号	ダイワクファイナンス